

行橋市建設工事検査要綱

行橋市建設工事検査要綱（昭和60年2月行橋市訓令第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、行橋市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の検査について必要な事項を定め、工事の適正かつ効率的な施工を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 契約検査課検査係の職員又は当該工事担当課長
- (2) 監督職員 当該工事を監督する職員
- (3) 受注者 当該工事を請け負った者
- (4) 工事担当課 当該工事の設計・監督を担当する課
- (5) 予算担当課 当該工事の予算を担当する課

（検査の実施）

第3条 工事の検査は、検査員によって行うものとする。

（検査の区分）

第4条 工事の検査の執行区分（以下「検査執行区分」という。）は、次の各号に掲げる請負金額の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請負金額が200万円を超えるもの 契約検査課検査係の職員
 - (2) 請負金額が200万円以下のもの 対象工事を所管する課の長
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約検査課検査（前項第1号に規定するものをいう。）を担当課検査（前項第2号に規定するものをいう。）とすることができる。
- (1) 樹木剪定、施肥又は除草作業で維持管理工事に該当するもの
 - (2) 建築物又は構造物の解体撤去工事
 - (3) 側溝、河川、港湾又はその他の堆積物除去工事
 - (4) 電気設備、冷暖房設備若しくは給排水設備の救急復旧工事又は災害若しくは事故等による緊急復旧若しくは応急工事
 - (5) その他単純な工事であると契約検査課長及び担当部長（対象工事を所管する部の長をいう。以下同じ。）が認めるもの
- 3 契約検査課長及び担当部長は、分離分割された工事の検査において同一の職員に検査を行わせることにより、適性正かつ効率的な検査が達成できると認めるときは、検査執行区分を変更することができる。

（検査の種類）

第5条 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 竣功検査 工事の竣功を確認するための検査
- (2) 出来高・部分検査 工事の竣功前に出来高払、部分使用等がある場合において、工事の出来高又は出来形を確認するための検査
- (3) 中間検査 工事の途中において随時行う検査

（検査員の義務）

第6条 検査員は、検査を行う場合あらかじめ検査の対象となる当該工事の契約書、設計図書、その他関係書類等を熟知しておかなければならない。

2 検査員は、前項の関係資料に基づき厳正かつ公平な検査を行い、工事の成果の適否を判断しなければならない。

(検査の時期)

第7条 竣功検査及び出来高・部分検査は、竣功届及び出来高・部分検査の要求があった日から14日以内に行わなければならない。

2 中間検査は、工事の施工途中において必要に応じ随時行うものとする。

(検査の基準)

第8条 検査の基準については、当該工事の出来形を対象として、契約書、設計書、仕様書、図面その他関係書類に基づき、次に掲げる事項に準拠して実施するものとする。

(1) 建築工事

ア 公共建設工事標準仕様書（建設工事編、電気設備編又は機械設備編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

イ 防音事業工事標準仕方書（防衛省）

ウ 公共住宅建設工事共通仕様書（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）

エ 建設工事、電気設備工事又は機械設備工事施工監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

(2) 土木工事 土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理の手引き（福岡県県土整備部）

2 中間検査は、特に工事の進捗状況に留意しなければならない。

(書類による判定)

第9条 検査員は、地中、水中その他検査を行いがたい部分については、監督職員から工事施工の状況を聞くとともに記録写真、品質試験表その他の関係資料に基づいて、その適否を判断しなければならない。

(破壊等による判定)

第10条 検査員は、検査を行う場合において、必要があると認めるときは、構造物の安全性等を考慮して最小限度の破壊又は試験を行ない、出来上がりの適否を判断するものとする。

(検査の立会い)

第11条 検査員は、検査を行う場合において工事関係職員及び受注者又はその現場代理人若しくはその主任技術者を検査に立会わせなければならない。

(指示の権限)

第12条 検査員は、工事の施工に関して監督職員又は受注者に対して指示することができる。

2 検査員は、検査の結果、手直しが生じた場合は、期間を指定して工事の手直しを指示しなければならない。

(手直し工事の検査)

第13条 検査員は、手直し工事が完了したときは、速やかに検査をしなければならない。ただし、当該工事検査員が認めたときは、当該工事の監督職員において手直し工事を検査させることができる。

(検査の中止)

第14条 検査員は、検査の実施にあたり、次の各号の一に該当すると認めるときは検査を中止し、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 受注者又はその現場代理人若しくはその使用人が検査の実施を妨害したとき。

(2) 工事の施工状況が設計図書と著しく相違しているとき、又は工事の施工結果に重大な欠陥を認めたとき。

(3) 前2号のほか、検査の実施が困難になったとき。

(検査の報告)

第15条 検査員は、検査を終了したときは、速やかにその結果を起工の専決権者に報告しなければならない。

(補則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (平成3年7月18日訓令第12号)

1 この訓令は、平成3年8月1日から施行する。

2 この訓令の施行前に係る工事について、竣功検査が完了しているものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月12日訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。